

提出意見の概要及び意見に対する考え方

意見概要	考え方
流出してしまった個人情報の拡散防止、本人や社会に対する説明責任、原因究明、再発防止、損害の賠償等に関する指針を定めるべき。	今回の改正では、流出を防止するため、安全管理措置や委託先の監督についての措置を追記しております。流失後の対応について、今後の施策において検討して参ります。
第三者から個人情報を入手すること自体やデータ管理やデータを使用した業務を外部に委託することが問題ではないか。	本改正では、第三者から個人情報を取得する際の確認や委託する際の監督の強化について盛り込んでおります。
「管理委員会」とは、個人情報安全管理体制上、組織的にどのような位置づけと考えればよろしいでしょうか。	社内の個人データの取扱いを監督する役割を担うことを想定しております。
損害賠償については、契約上に定めがなくとも、民法に基づき損害賠償を請求できるので、必ずしも契約に定める必要があるものではないと考えてよろしいでしょうか。	必ずしも定める必要があるものではございませんが、契約に定めることが望ましいと考えております。
委託先の監査等に「委託先からの安全管理状況の書面による報告」も含まれるようにして頂きたい。	書面による報告のみとせず、実態に応じて実地検査等を含めて的確に実施して頂きたいと考えます。
委託先で個人データを取り扱う者の氏名又は役職を契約書等で明確にするとあるが、業務窓口や責任者の役職・氏名にとどめるのが、現実的であると思われる。	本改正では、個人データを取り扱う者を特定することが望ましいという趣旨から、実際に取り扱う者を把握することが望ましいと考えます。
中小企業者の記載は、例などを挙げてわかりやすくするべきである。なお、もし、中小企業者は大企業者ほど厳しい措置でなくてもよいという趣旨であれば、そもそも改正で盛り込むべきでない。	中小企業者においては、例えば、個人情報保護管理者(CPO)に原則として役員を任命すること、社内の個人データの取扱いを監督する「管理委員会」の設置等において、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいと考えます。
下記の通り修正を提案します。 特に、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。以下同じ。)においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じたリスクを適正に評価し、リスクの移転等の対応も含めて、必要な措置を講じることが望ましい。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
・情報セキュリティ監査制度に基づく監査の実施(特に、大企業においては保証型情報セキュリティ監査の実施)を盛り込むべき。	監査について一律に定めるのではなく、事業の実態に応じてご対応頂くのが適切と考えております。
再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。なお、再々委託先が多岐にわたるなど、委託元・委託先共に複雑な管理を求められる状況がみられることから、業界等で統一的な委託先の情報セキュリティ管理基準を設定し、委託先が順守しやすい情報セキュリティ管理を行う土壌を醸成することが望ましい。に修正すべき。	本ガイドラインでは、業界の取組を求めるものではなく、個人情報取扱事業者の望ましい取組を記載しております。
取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。特に、中小企業者を委託先とする場合においては、委託先の情報セキュリティ管理能力に応じ、適切な監督や支援を行うなどの措置を講じることが望ましい。に修正すべき。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
ガイドラインでは、常駐型システム開発および運用事業者の役割と責任を明確にすべき。	本改正においては、社内の安全管理措置及び委託先の監督を強化した内容となっております。
ガイドラインでは、クラウド構成の情報システムにおけるパートナー会社の責任を明確にすべき。	本改正においては、社内の安全管理措置及び委託先の監督を強化した内容となっております。
ガイドラインは中小事業者がどのように実行体制を構築すべきか方針を示すべき。	中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしており、柔軟に対応することが望ましいと考えます。

<p>どの契約書を点検するか、契約書がない場合どうするか等、規制の対象をより具体的に定めてはどうか。</p>	<p>契約書を点検することは例示であり、契約書がない場合等も含め、個人情報に適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましいと考えております。</p>
<p>「特に、中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。」が随所に追記されていますが、「応じた措置」について例示するなどして、この部分の意味の説明が必要。</p>	<p>中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしており、柔軟に対応することが望ましいと考えます。</p>
<p>その都度、確認することについて、継続的にデータ上で顧客の個人データを取得する場合、システム上自動で行われるような場合、全てその都度確認できない場合も発生いたします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>CPOは、会社の規模によっては、適任者がいないことも多く、実質的に情報システム部門長がかねる場合もあり、「役員又は役員の直属の管理部門等」など対象を拡大すべき。</p>	<p>CPOの任命については、原則、責任を有する役員を任命することが望ましいと考えております。</p>
<p>“個人情報保護管理者(CPO)が代表者となり”の記述に、“代表者”の語を用いるのは、“事業の代表者”と紛らわしいため、“責任者となり”等の語が適切。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>個人データを取り扱う者の氏名又は役職等を取得する際に、“個人情報の提供を受ける”として、本人への通知もしくは公表が必要と考えますが、同意を得ることが必要、もしくは望ましいと捉えるべきか。</p>	<p>通常の個人情報保護法の適用があり、第三者提供の同意や取得時の利用目的の通知又は公表が必要になります。</p>
<p>“媒体及び機器の更新時にも対応する。”などとすることで、講じて欲しい内容を明確にしていきたい。</p>	<p>媒体及び機器がアップデートされた際に、これに対応することを求めています。</p>
<p>適正に取得したことを何によって確認したのかを「記録」に残すことまで求めるべき。</p>	<p>望ましい措置を示しており、記録については実態に応じて取り組まれることが重要と考えております。</p>
<p>安全管理措置について、自社と同等のレベルを確認するため、“講じていることを確認しなければならない”とすべき。</p>	<p>ガイドラインでは法律上の義務について、しなければならないこととしております。法律上、CPOの評価等まで求められるものではありません。</p>
<p>“取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。”は削除すべきでない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>2-2-3-2.安全管理措置、2-2-3-3.従業員の監督、2-2-3-4.委託先の監督においては、特に、中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。として、個人情報保護の推進の観点から、できるだけ取り組むことが望まれるものとしている。を1. 目的及び適用範囲に記載すべき。</p>	<p>今回の改正においては、ご意見いただいた箇所での改正となるため、1. 目的及び適用範囲に記載がなくとも明らかであると考えます。</p>
<p>物理的安全管理措置に以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・入退館(室)が可能な従業者の限定 ・入退館(室)扉の常時施錠 ・入退館(室)目的の記録保存 ・館(室)内の在室状況モニタリング ・個人データを含む媒体の取り出し保管記録の保存 ・カメラによる「作業内容の」撮影や作業への「管理者」立ち会い等による記録又はモニタリングの実施 ・定期的に記録が正常であるかの確認を行う ・正常でない記録は発生者への原因追究、注意勧告を行う </p>	<p>物理的安全管理措置の項目については、一律にガイドラインで規定するのではなく、自主的に取り組んで頂くのが望ましいと考えます。</p>

<p>以下の項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵および記録機能を持つ媒体貸出管理(保管・制限・記録)の実施 ・物理的安全管理措置の一元管理 ・「鍵および記録機能を持つ媒体貸出管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示 ・物理鍵および記録機能を持つ媒体貸出記録の保存 ・「物理的安全管理措置の一元管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示 ・物理的安全管理措置(入退館(室)、盗聴等の防止、物理鍵および記録機能を持つ媒体貸出、機器装置等の物理的な保護)が施された場所および運用をカメラにより撮影し、各々の履歴や破壊警報と連携した一元的な記録の実施 	<p>物理的安全管理措置の項目については、一律にガイドラインで規定するのではなく、自主的に取り組んで頂くのが望ましいと考えます。</p>
<p>接続制御の対象として、記録機能を有する機器として見逃されやすいスマートフォンやデジタルカメラなどを盛り込むことで、十分な対策である。</p>	<p>スマートフォンやデジタルカメラに限定した場合、それ以外の記録機能を有する機器が接続できてしまい、十分な管理策とはならないと考えます。</p>
<p>「検査」は、身体検査、金属探知器と解釈されるが、民間企業ではプライバシーへの配慮から限界があり検査は困難である。合理的な対策として推奨するのであれば、対象を限定すべきである。</p>	<p>実態に応じて対象を検討頂き、ご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>個人データを取り扱う者の把握の方法としては、「委託先監査の際に開示を求めることができる」旨を契約に明記していれば十分である。</p>	<p>本改正では、個人データを取り扱う者を特定することが望ましいと考えます。</p>
<p>中小企業者においても、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとすべき。</p>	<p>中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしており、柔軟に対応することが望ましいと考えます。</p>
<p>実地検査の方法や時期については、委託先と事前に合意したものであるべき。</p>	<p>頂いたご意見のとおり、実地検査の方法や時期については、事前に合意した上で行うものと考えております。</p>
<p>「なお、監査で実地検査を実施するにあたっては、対象となる委託先が多数ある場合などは、1回の監査ですべての委託先を実地検査する代わりに、数回の監査によって、すべての委託先を一巡することも考えられる。」と追記すべき。</p>	<p>当該内容は事例なので、ご指摘の内容も含むと解します。</p>
<p>損害賠償請求に係る責務については、損害賠償責任だけを個別に示すことは、事前予防策より事後賠償に偏重することが懸念され、以前の記載が望ましい。</p>	<p>事後を見据えた事前予防策に取り組んで頂くことが重要と考えます。</p>
<p>委託先の監督に関する記載について、主語はすべて委託元であるように整えるべき。</p>	<p>現在の案で明確に記載できていると考えます。</p>
<p>「～機器の更新に対応するよう規程を整備すること。」に修正すべき。スマートフォン等は業務利用が広がっており、全ての記録機能を有する機器について一律に接続を制限することは困難である。</p>	<p>一律に接続を制限するのではなく、実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>入退室の対象となる居室に具体的な限定が付されていないため、措置を講じるべき対象を特定することが容易ではなく、企業や従業員は大きな負担を強いられることとなる。リスクの高い個人データを大量に扱う居室に限定されるものとすべきである。</p>	<p>取り扱うデータに応じて対象を限定する等、実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>年1回以上、委託元が委託先を立入監査することは、実務上、現実的ではなく、困難であるため、期間の例示は削除していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>情報の重要度に応じて、契約書本紙とは別のリストや誓約書等の取得により対応することで十分ではないかと考える。</p>	<p>別のリスト等による対応でも、個人データを取り扱う者を把握する等、適切な対応を行うことが望ましいこととしております。</p>
<p>再委託先が再々委託先を必要かつ適切な監督をする必要がある、という趣旨か、もともとの委託元が再々委託先をもまでを含めて、必要かつ適切な監督をする必要があるという趣旨か不明確である。</p>	<p>委託先が、自らが又は再委託先を通じて、再々委託先を必要かつ適切な監督をする必要がある、という趣旨になります。</p>
<p>「損害」についての言及があるが、個人情報の漏えいに伴う損害の範囲、法的性質、立証責任等に関する一定のスキームや一律の「お見舞金」「ご迷惑料」に相当する取扱いについて明確なガイドラインを要望する</p>	<p>ご指摘の点は、個人情報保護法のガイドラインが対象とする分野の対象外と考えます。</p>

<p>CPOへの役員の任命は不要ではないか。</p>	<p>CPOの任命については、原則、責任を有する役員を任命することが望ましいと考えております。</p>
<p>日本工業規格JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」平成26年度の改正で規格名称が以下の通り変わりましたので、訂正すべき。 日本工業規格JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティ管理策の実践のための規範」</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>端末の機能の限定については、個人データを入力できる端末の機能は適切な情報通信技術を用いた制御と保護の適応(例えば、個人情報には適切な場所に格納され、可搬性のある機器を使用する場合には適切な暗号化技術を利用した保護手段を適応するなどにより安全性を確保すること。)とすべき。</p>	<p>ご意見も踏まえつつ、今後の課題として検討いたします。</p>
<p>中小企業の負担が大きくなりすぎないように、その事業規模に応じた対策を採りうることや、一方で多量の個人情報を取り扱うなどハイリスクの業務を行う場合は、事業規模にかかわらず、適切な措置を講じる必要があることなどを、より明確に記載すべきと考えます。</p>	<p>中小企業者において、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしており、柔軟に対応することが望ましいと考えます。</p>
<p>CPOの位置づけと役割、能力について例示する必要がある。</p>	<p>今回の改正においては、いただいた意見について一律に規定しておりませんが、積極的に取り組んでいただくとともに、当省としてもそのような取り組みを推進して参りたいと考えております。</p>
<p>「外部の知見を有する者」への「丸投げ」防止を意味する一文が必要。</p>	<p>外部の知見を活用した場合も安全管理措置の責任は当該事業者が負うものと考えます。</p>
<p>入退館(室)の記録を、その場所の重要度に応じた期間保存すると同時に、重要度に応じて適切なタイミングでチェックを実施すべき。</p>	<p>扱うデータ等の実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>IDS・IPSの例示は偏っていることから、より基本に忠実な例示が望ましい。</p>	<p>一般的に導入しやすいものとして例示しています。</p>
<p>委託契約における責任分担の明確化についても記載すべき。</p>	<p>ご指摘の点は、重要であり、当然のこととして、ご対応頂きたいと考えます。</p>
<p>適正取得の際の確認等の記載は削除すべき。</p>	<p>取得側においてもご対応頂くことが望ましいと考えております。</p>
<p>更新に対応するのではなく、継続的に実効性を確保することという表現にすべき。</p>	<p>継続は当然ですが、特に更新時と言う意味で、記述しています。</p>
<p>人的安全管理措置に委託先(含む再委託先以降)社員が含まれないことを明示的にしていただきたい。</p>	<p>委託先社員等が事業者の業務に従事していれば従業者に含まれます。</p>
<p>記録またはモニタリングが必要な個人情報の取扱の水準を示していただきたい。</p>	<p>実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>「委託先に不当な負担を課すことになる」具体的な判断基準を例示していただきたい。</p>	<p>実態に応じた判断が必要なため、一律に示すことは困難と考えます。</p>
<p>委託先での安全管理措置の非遵守にもとづく損賠賠償請求は上記の優越的地位の濫用に該当しないこと、ならびに損害賠償に関する事項の契約への盛り込みは中小企業者への一定の配慮を特段必要としないことを念のため確認したい。</p>	<p>実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>「CPOは原則として役員を任命」となっているが、実務上CPOが各委託先の社内体制や規程等の個別確認を直接実施することは極めて困難。</p>	<p>直接実施頂くことが望ましいと考えますが、実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>個人データを取扱う委託先の状況を全て監査部門が監査をするのは実務上極めて困難である。</p>	<p>実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>「個人情報保護管理者(CPO)等」には、個人情報保護管理者が権限委譲した者も含まれると理解してよいか。</p>	<p>CPOの任命については、原則、責任を有する役員を任命することが望ましいと考えております。</p>

<p>「十分に確認する」レベルについて、水準感を示すべき。</p>	<p>本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとしてほしいと考えております。</p>
<p>再委託先の監督について、①金融庁ガイドラインにて義務規程として明記されている銀行の委託先への監査権のように努力規程ではなく義務規程とする予定はないのか確認させていただきたい。また、②直接監査を実施する「必要に応じて」の状況・内容について例示等で明確化すべき。</p>	<p>ガイドラインでは法律上の義務について、しなければならないこととしており、その他については法律を超えた義務規定を設けることは出来ません。 直接監査を実施する場合につきましては、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものが望ましいと考えております。</p>
<p>①委託先での個別の社員の状況を把握することが請負業務の適正な運営の観点*で問題とならないことを確認させていただきたい。(*労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」)②また、「把握」の頻度について明確化させていただきたい。実務上の負荷を考慮すれば、1年毎程度の頻度での確認でも差し支えないのか確認したい。</p>	<p>本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>①具体的な管理上の差異を設定する基準や措置の内容、②委託先が「土業」であることを委託先の監督においてどの程度考慮すべきか確認したい、また、個人データ管理の重要性に鑑みて企業規模に応じた管理上の差異を設定しないという取扱いとした場合に特段の問題がないかを確認したい。</p>	<p>本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>「オプトアウト」という用語がここで初めて出てくるので、用語説明が必要。</p>	<p>現行のガイドライン上でも用語説明をしておらず、必要はないと考えます。</p>
<p>「～慎重に対応することが望ましい。」とありますが、具体的にどうすればよいかの例示を追記すべき。</p>	<p>自粛することを例示として記載しております。</p>
<p>「事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置」の具体的な例示を追記すべき。</p>	<p>業種業態によって様々なケースが考えられるため、こちらで例示することまでは考えておりません。実態に応じて、ご判断頂きたいと考えております。</p>
<p>「中小企業者が講じるべき安全管理措置」の対応レベルを判断すること自体が非常に困難であり、「必要に応じて外部の専門家・有識者の支援を受けるなどして…」を追記すべき。</p>	<p>必要に応じて外部の専門家・有識者の支援を受けることにつきましては、自主的・主体的に取り組んでいただくのが望ましいと考えます。</p>
<p>「役員」の意味が不明。「取締役」、「代表取締役」、「執行役」、「理事」等の用語を使用すべき。</p>	<p>ご意見頂いた「取締役」、「代表取締役」、「執行役」、「理事」等を想定しております。</p>
<p>「十分な知見」について、具体的な例示を追記すべき。</p>	<p>業種業態によって様々なケースが考えられるため、こちらで例示することまでは考えておりません。実態に応じて、ご判断頂きたいと考えております。</p>
<p>「スマートフォン」という記述は「スマートデバイス(スマートフォンやタブレット端末ならびにその他ウェアラブル機器等を含む)」とすべき。</p>	<p>わかりやすい例示としてスマートフォンを記載しております。</p>
<p>「非開示契約の締結記録、教育・訓練の実施記録およびそれらをCPOが確認すること」も追記すべき。</p>	<p>個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する者として、個人情報保護管理者(CPO)を設置することを示しており、各事業者においてCPOの役割の中で自主的・主体的に取り組んで頂きたいと考えます。</p>
<p>「入退館(室)の記録の保存」は、「保存期間については、事業の特性等を踏まえて各個人情報取り扱い事業者の判断にて適切な期間を設定し、個人情報の取り扱い規程等に反映すること」も追記すべき。</p>	<p>保存期間については保護法上定めはないため、リスクと実態を踏まえて、ご対応いただきたいと思います。</p>

<p>「個人データを取り扱う部署、場所等を可能な限り限定し、監視カメラ等のモニタリング手段を適用すること」を追記すべき。</p>	<p>本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとしてほしいと考えております。</p>
<p>「定期的にその機能の有効性を確認する」という表記の方が適切。</p>	<p>ご指摘の内容は、動作確認に含んでいると解します。</p>
<p>「事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置」の判断基準が判らないので、具体的な例示を追記いただきたい。</p>	<p>業種業態によって様々なケースが考えられるため、こちらで例示することまでは考えておりません。実態に応じて、ご判断頂きたいと考えております。</p>
<p>「より高い水準において」は具体的にすべき。</p>	<p>例えば、「別添の「クレジットカード情報を含む個人情報取扱いについて」に掲げられた措置等を示しております。</p>
<p>「独立行政法人情報処理推進機構」に、略称である「IPA」を追記すると分かりやすい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>本ガイドラインは、民間事業者に対する指針の一つに位置づけられ、「望ましい」として例示的に記載されている項目については、全項目の遵守を義務付けるものではないことを、引き続き明確にして頂きたい。</p>	<p>ご認識の通りと考えております。</p>
<p>「専門」の文言を削除し、「及び」を「又は」に変更すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>他の項目では「記録」とどめており、物理安全管理措置においても他と表現を合わせて「の保存」の字句は、削除すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>入退室の際の「検査の実施」を削除すべき。</p>	<p>あくまで講じることが望まれる手法の例示を示しております。各事業者において検査の実施については、各事業者で柔軟にご対応ください。</p>
<p>「優越的地位にある者が委託元の場合、」を削除すべき。</p>	<p>優越的地位の乱用を防止するための記述であることを明確化するために記載しております。</p>
<p>個人情報の委託に関し、委託先においても、委託元からの監査・調査に協力するべきであることを記載すべき。</p>	<p>頂いた意見につきましては、当然協力すべきものと考えます。</p>
<p>「その都度」を「定期的に」「必要に応じて」など必ずしも毎回ではないこともありうるような表現に修正すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
<p>今回の改正事項はすべて、あくまで各企業が対応することが「望ましい」ことや「望まれる手法の例示」等を示したものであり、これら改正事項への各企業の対応は、遵守を強制されるものではないことを確認したい。</p>	<p>ご認識の通りと考えております。</p>
<p>詳細で画一的な管理方法を規定することは、企業に過大な負担を強いるだけでなく、個人情報の保護に有益な信頼できる新サービスや手法を導入することを妨げる。</p>	<p>実態に応じてご対応頂きたいと考えております。</p>
<p>契約書等の点検は負担が大きいため、削除すべき。</p>	<p>契約書を点検することは例示であり、個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましいと考えております。</p>
<p>CPOに役員を任命する等は画一的に求めるべきではない。</p>	<p>CPOの任命については、原則、責任を有する役員を任命することが望ましいと考えております。</p>

機器への接続制限ではなく、暗号化等により、コンピュータ機器は組織のルールに従って管理されるべきこととすべき。	本改正においては、機器への接続制限に係る措置を各企業等が実態に応じて対応すべきものと考えます。
入退室管理やモニタリングよりも、従業員や人の訓練及び教育を重視することが個人データ保護より効率的な方法である。	教育等に関しましては、人的安全管理措置の項目で定めています。
実地検査は海外にデータセンターを置く場合等、過大な負担である。	実態に応じてご対応頂きたいと考えております。
本ガイドラインは最新の手法やサービス選択を可能とするようにすべきであり、企業が個別かつ詳細に列挙された確認事項削除すべき。	事業者が個人情報保護法に関する対応を行うに際して具体的なイメージが持てるよう、参考事例を掲載しています。
第三者から個人情報を取得する場合に確認する当該個人情報の「取得方法等」の具体的な項目を示してほしい。	本改正案のとおり、契約書等の書面を点検する等を確認することにより誰からどのように取得したかを確認頂きたいと考えております。
CPOへの役員の任命は各事業者の状況により困難な場合があるため、過大な負担にならないよう配慮してほしい。	CPOの任命については、原則、責任を有する役員を任命することが望ましいと考えております。
個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認について、各事業者に過大な負担にならないよう配慮をお願いしたい。	実態に応じて対応頂きたいと考えます。
個人データを取り扱う者のリストを提供すること自体が個人情報の第三者提供となる。事業者にとっての負担が過剰になることが考えられるため、本項の記述には慎重を要する。	通常の個人情報保護法の適用があるため、提供委託先に置いては第三者提供の同意等の措置を、委託元は、取得時の利用目的の明示等の措置が必要になります。
個人データを取り扱う業務の、入退館(室)について以下を追加すべき。 ・入退館(室)扉の常時施錠 ・アクセス権限者以外の入室を制限すること。(入退館(室)が可能な従業員の限定) ・入室、在室、退室の状態管理が行えること。 ・入退室履歴が取れ一定期間の保存できること。 ・個人データを含む媒体の取り出し保管記録の保存	既存組織の活用も含め、「個人データの取扱いを総括する」体制をとって頂きたいと考えております。
「管理委員会」には、必ずしも個人情報の安全管理に特化した組織機能を求めるものではないことを確認したい。	個人データの取り扱いを監督する機能を持つことを求めていますので、事業者の規模や組織によって対応いただきたいと思います。
「入退館(室)管理の実施」を「入退館(室)の物理的な規制及び管理の実施」に変更してほしい。	既に、「入退館(室)管理の実施」については、物理的安全管理措置として講じなければならない事項として定めております。
個人データを取り扱う業務の、入退館(室)について以下を追加すべき。 ・入退館(室)扉の常時施錠 ・アクセス権限者以外の入室を制限すること。(入退館(室)が可能な従業員の限定) ・入室、在室、退室の状態管理が行えること。 ・入退室履歴が取れ一定期間の保存できること。 ・個人データを含む媒体の取り出し保管記録の保存等の物理的な管理および保護の実施。	ここに示したものは、あくまで例示で有り、ご指摘の内容を含んでいないわけではありません。必要に応じて、Q&Aでの対応や、今後のガイドラインに追加していく予定です。
「盗難等の防止」を実践するために講じることが望まれる手法の例示に次を追加。 ・館(室)内の在室状況モニタリング	本改正において、「盗難等の防止」を実践するために講じることが望まれる手法の例示に、モニタリングの実施を追加しております。
「入退館(室)の記録の保存」の追加に反対します。	中小企業者において、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしており、柔軟に対応することが望ましいと考えます。
ガイドライン改正時に社内体制の整備への取組が開始されていれば問題ないか。	頂いたご意見のとおり、実態等を踏まえて、ご対応いただければと思います。

<p>本人からの求めに応じて、その業者が名簿を購入した名簿業者の名前と連絡先を通知することを義務化する必要がある。 死者の個人情報についても、親族などからの求めに応じて名簿からオプトアウト可能にするべき。</p>	<p>現行法の解釈の範囲を超えたものになるため、現行法のガイドラインでは記述することは困難とされます。</p>
<p>「個人データの取扱いを総括する専門部署の設置」については、個人情報の取扱いを総括するという役割の実効性が担保されれば、「専門部署」の設置如何にかかわらず、当該事業者の事業実態に応じた組織体制についても容認してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>